

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和3年10月22日 16時30分ごろ
発生場所	阪神港神戸区第5区（神戸空港南西方沖） 神戸灯台から真方位122° 1.7海里付近 （概位 北緯34° 37.4′ 東経135° 12.9′）
事故の概要	引船神勢丸は、はしけ SK801 と引船列を構成して航行中、SK801 で火災が発生した。
事故調査の経過	令和3年11月2日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 神勢丸、19トン 271-28033岡山、個人所有 B はしけ SK801、486トン なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 甲板員A、一級小型・特殊 B 作業員B
負傷者	なし
損傷	A なし B 居住区、発電機及びえい航用ロープ4本の全焼
気象・海象	気象：天気 曇り時々雨、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、空倉のB船に作業員Bが乗り、長さ約40mのえい航索でえい航する引船列を構成し、約5ノットの対地速力で自動操舵により航行していた。 作業員Bは、B船の居住区で休憩していたところ、船尾甲板上に置かれていた発電機（以下「本件発電機」という。）から炎が上がっているのを窓から発見した。 作業員Bは、居住区にあった消火器で消火を試みたが、長年点検整備がされていなかった消火器から消火薬剤が噴射されず、居住区内の流し台の水を本件発電機から上がっている炎に向かってかけたところ炎が広がったので、消火を断念し、代理店に海上保安庁への通報を依頼した。 A船を操船していた甲板員Aは、ふと船尾方を見た際、B船から黒煙が上がっていることに気付き、作業員Bがえい航索を解いて錨を下ろしていたので、B船の方に引き返して、作業員BをA船に移乗させた。

	<p>B船は、通報を受けて来援した海上保安庁の巡視艇及び消防署の消防艇により消火活動が行われ、鎮火が確認された。</p> <p>本件発電機は、居住区内の家電製品等に使用しているバッテリーを充電するための発電機として、本事故発生の約2年前に設置されたものであり、本事故発生時は使用していなかった。また、発電機を使用する時以外は発電機からプラグは抜かれていた。</p> <p>消防署によれば、延焼の痕跡から、本件発電機が出火部位と認定されるが、物的証拠が乏しく調査が困難なため、出火原因は不明とされた。</p>
<b>分析</b>	<p>B船は、A船にえい航されて航行中、使用していなかった本件発電機から出火したものと推定されるが、出火した原因及び状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、B船が、A船にえい航されて航行中、使用していなかった本件発電機から出火したことにより発生したものと推定される。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶所有者は、火災による被害を最小限にとどめることができるよう、消火器の維持管理を適正に行うこと。</li> </ul>